

新しい会社法が制定されました。

有限会社制度が廃止されます！

最低資本金制度がなくなります！

商号についての規制がなくなります！

取締役会や監査役を置くことは任意となります！

会社設立手続が変わります！

合同会社制度が創設されます！

会社法の施行日は、平成18年5月1日の予定です。

詳しいことはお近くの司法書士にお尋ねください。

東京司法書士会

新しい会社法の概要

Q1 なぜ、新しく会社法を制定する必要があったのでしょうか？。

A 我が国の企業は200万社以上あるといわれていますが、大企業と呼ばれる会社は1%にも満たないといわれています。これまで、長年にわたり親しまれてきた「商法」は、社会情勢の著しい変化に合わせ、1%未満の大会社のニーズに応えるため、ストック・オプション制度の導入や会社分割制度の創設、額面株式制度の廃止や金庫株の容認、新株予約権制度や株券不発行制度の創設などの改正がされてきたことにより、多くの問題点は解消されたといわれています。しかし、企業の大部分を占めている中小企業を対象とする問題点は残されたままでした。

これまで、株式を公開し株主が頻繁に変動する大会社と、株式の譲渡制限があり、株主の数も少なくその変動もほとんどない、実体的には有限会社と変わらない株式会社が、同じ法律によって規定されていました。

現行商法の株式会社では会社の規模に関係なく、取締役は3名以上で、取締役会を構成して重要な意思決定を行い、代表取締役は取締役会において選任し、監査役も1名以上必要とされていました。

そこで、多くの中小企業あるいは未公開のベンチャー企業の要請や、これから起業しようと考えている人のために、新しい法律の制定が行われることになりました。

Q2 これまでの商法と新しい会社法ではどのような違いがあるのでしょうか？。

A 新しい会社法の主な改正点は次のとおりです。

- ① 株式会社と有限会社が統合され、現行の有限会社は株式会社として存続することになります。(→Q3~Q9)
- ② 最低資本金制度が廃止されました。(→Q22)
- ③ 類似商号に関する規制がなくなりました(→Q23)
- ④ 取締役は一人でもよく、監査役や取締役会を置かなくてもよいなど、会社の機関設計が自由に行えるようになりました(→Q10~21)
- ⑤ 会社設立手続きが簡略化されました(→Q24,25)
- ⑥ 会社に好ましくない株主を排除できるようになります(→Q26,27)
- ⑦ 合同会社制度が創設されました(→Q28)
- ⑧ 会社組織再編についての規制の見直しがされました(→Q29)

株式会社と有限会社との統合

Q3 新会社法施行後は、有限会社法が廃止されるということですが、これまでの有限会社はどうなるのですか？。

A 新しい会社法が施行されることに伴い、有限会社法は廃止されることとなります。そこで、これまでの有限会社は、会社法施行後は株式会社として存続することとなりますが、新会社法上の株式会社とするための定款変更や登記申請を特にする必要はありません。ただし、会社法施行後は、新たに有限会社を設立することはできなくなります。

Q4 これまでの有限会社は、株式会社という名称で存続するということですか？。

A 会社法施行後の有限会社は「特例有限会社」と呼ばれるようになり、社員は株主となり、持分は株式となり、出資1口が1株となります。しかし、商号中の「有限会社」という文字はそのまま使用しなければならず、定款変更手続きをすることなく「株式会社」という文字を使用することはできません。(→Q8)

しかし、特例有限会社も会社法のもとでは株式会社ですので、原則として株式会社の規定が適用されることとなりますが、次のような、特例有限会社としての特徴があります。

- ・定款変更の手続きを経ることなく、株式会社の名称を名乗ることはできません。(→Q8)
- ・監査役を置くことはできますが、取締役会や会計参与(→Q14)を置くことはできません。
- ・取締役の人数に制限はなく、任期を定める必要もありません。(→Q6)
- ・取締役が数人いるときは、代表権及び業務執行権限は各取締役が有することになります。業務執行の決定は取締役の過半数で決し、定款もしくは株主総会決議、定款の規定による取締役の互選をもって代表取締役を選任することができます。(→Q6)
- ・監査役の権限は会計監査のみであり、定款をもって業務監査権限を与えることはできません。監査役の人数や任期は、取締役と同様に制限されません。(→Q6)
- ・旧有限会社法では、社員の数は50人以内とされていましたが、特例有限会社の株主の数には制限がありません。(→Q7)
- ・最低資本金制度が廃止されますので、資本金を300万円以下とする減資もできるようになります。
- ・社債や新株予約権の発行ができるようになります。
- ・計算書類の備え置きは本店のみでよく、決算公告をする必要はありません。
- ・特例有限会社は、会社合併における存続会社となることはできません。(→Q29)
- ・休眠会社のみなし解散規定は、特例有限会社には適用されません。(→Q6)

Q5 株式会社として存続するのに有限会社という商号にするのは何故ですか？。

A 新会社法は、我が国の企業の殆どを占めている中小企業に、法律の実体を合わせることが目的とされています。そこで、株式会社と有限会社を、これまでの有限会社型の会社(取締役会や監査役を設置しない会社)を原型とした株式会社に統合して規律することにしました。会社法施行後の有限会社は、法律的には株式会社とみなされるものの、実質的には従前の有限会社と同様の規律を受ける会社として存続することが、「特例」として認められましたので、新会

社法上の株式会社と区別するため、特例有限会社については「有限会社」の商号を用いることとされました。なお、特例有限会社について、株式会社への移行は強制されていませんので、現行の有限会社は、特例有限会社として存続しつづけることが可能です。

Q6 「特例有限会社」の機関はどのようになるのですか？。

- A 新会社法では、特例有限会社においては旧有限会社法と同様の機関構成とされることとなりますので、必置機関としての取締役および任意機関としての監査役を置くことはできますが、それ以外の機関（取締役会、会計参与→Q14）を置くことはできません。特例有限会社の機関についての特徴は、次のとおりです。
- ・取締役の任期についての規定は、特例有限会社には適用されませんので、定款で任期を定めない限り、辞任や解任あるいは法定欠格事由の発生があるまで、在任することになります。
 - ・取締役が二人以上いる場合には、業務執行権限や代表権はそれぞれの取締役が有することになります。定款の規定による取締役の互選、あるいは株主総会の決議で代表取締役を選任したときは、代表取締役が会社を代表することになります。
 - ・特例有限会社の取締役については、任期を定める必要がありませんので、通常の株式会社における「休眠会社のみなし解散規定」は、特例有限会社には適用されません。（※ただし、「解散事由」を定めている有限会社では、それを廃止する旨の定款変更と登記手続きをしなければ「みなし解散」されることがありますので注意が必要です。）
 - ・これまでの有限会社と同様に監査役を置くことができます。監査役の任期は取締役と同様ではありません。

Q7 「特例有限会社」の株式等はどのようになるのですか？。

- A 新しい会社法では、特例有限会社も株式会社となりますので、次のようになります。
- ① 社員が有していた持分は株式とされ、出資一口が1株となります。
 - ② 出資一口の金額に相当する概念がありませんので、これは存在しなくなります。
 - ③ 社員の数は50人以下と決められていましたが、株主の数に制限がなくなります。
 - ④ 株式の譲渡については、株主総会の承認を要するものとみなされ、株主間の譲渡については、承認を要しないものとみなされ、その旨が職権で登記されます。

Q8 「特例有限会社」が株式会社という名称を使うことはできますか？。

- A 会社がQ9の手続を経ずに「株式会社〇〇〇〇」と名乗ることはできません。特例有限会社は、法律的には株式会社とみなされますが、従前の有限会社と同様の規律を受ける会社として存続することが、「特例」として認められた株式会社ですので、「有限会社」という文字を、商号中に使用しなければならないとされています。

Q9 「特例有限会社」が株式会社という名称を使えるにはどうしたらいいのですか？。

- A 特例有限会社が「株式会社〇〇〇〇」という商号を使用できるようにするためには、定款を変更して株式会社とする、商号の変更決議が必要です。さらに、株主総会の特別決議により、特例有限会社についての解散登記および商号変更後の株式会社の設立登記が必要になります。設立後の株式会社の商号は、株主総会において自由に決定することが可能です。ただし、いったん株式会社へと移行した後は、再び特例有限会社に戻ることはできません。（なお、特例有限会社の株主総会の特別決議の要件は、総株主の半数以上の賛成、且つ総議決権の4分の3以上の賛成が必要ですので、注意が必要です。）

株式会社の機関

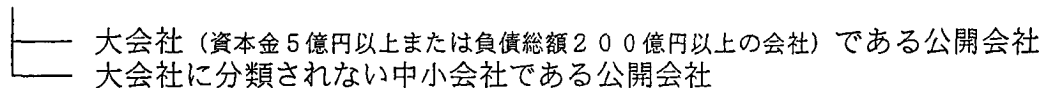
Q10 株式会社はどのような組織になるのでしょうか？。

- A 新会社法では、株式会社を公開会社（その発行する全部または一部の株式の内容として、株式を譲渡することが制限されていない会社）と公開会社以外の会社（発行するすべての種類の株式について譲渡制限を設けている会社）に、大きく区分することにしました。さらに、株式会社の機関設計をするについては、大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社）である公開会社と、大会社以外の公開会社、大会社である公開会社以外の会社と、大

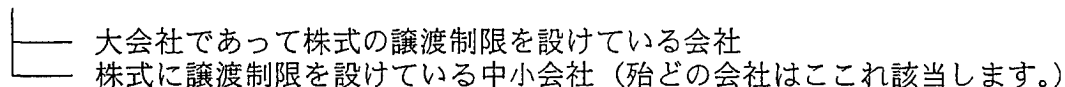
会社以外の公開会社以外の会社の4つに区分しています。我が国の大部分を占める会社は、大会社以外の公開会社以外の会社、言い換えれば、株式譲渡制限付中小会社に分類されることになると考えられます。

新会社法における株式会社のイメージ

公開会社（株式を譲渡することが制限されていない会社）



公開会社以外の会社（発行するすべての種類の株式について譲渡制限を設けている会社）



Q11 新会社法では、株式会社の機関はどのようになるのでしょうか？。

A Q10では、4種類の会社類型についての説明をしましたが、それぞれ求められる機関設計は異なっています。我が国の大部分を占めている株式譲渡制限付中小会社では、次のような機関設計が考えられます。

- a 取締役1名のみ
- b 取締役1名＋監査役1名（会計監査権限のみ→Q13）
- c 取締役1名＋監査役1名（会計監査権限＋業務監査権限→Q13）
- d 取締役会（取締役3名以上必要）＋会計参与（→Q14）
- e 取締役会＋監査役1名（会計監査権限のみ）
- f 取締役会＋監査役1名（会計監査権限＋業務監査権限）
- g 取締役会＋監査役会（監査役3名以上必要）

※ dを除く類型では、会計参与を任意に置くことが可能です。

※ 会社法施行時の株式会社は、自動的にeの類型の会社とみなされます。従って、取締役会や監査役を置きたくない場合は、定款変更とその旨の変更登記手続が必要になります。

Q12 取締役は1名でよかったり、取締役会や監査役を置くことが不要とされた理由は？。

A 我国の多くの株式会社は、定款に株式譲渡制限規定を定めていますので、その実質は有限会社に近いといわれています。有限会社では、重要な意思決定に関する事項は、社員総会において行っています。新会社法では、有限会社と株式会社との統合という概念で法律を作成することにしましたので、これまで有限会社に認められていた機関設計、すなわち取締役会や監査役の設置を任意とし、取締役の員数を1名でも可能ということにしたのです。

Q13 会計監査権限のみを有する監査役を認めた理由は何故ですか？。

A これまでの商法では、我が国で多くの割合を占める、資本金の額が1億円以下の株式会社や有限会社の監査役の権限は、会計監査権限に限定されていました。これは、資本金の額が1億円以下の株式会社や有限会社では、株主や社員に対し、会社の業務に参与する権限を広く認めていたからです。新会社法では、会社の規模にかかわらず、すべての株式会社の監査役は、会計監査権限に限られず、業務監査権限を有するものとし、株式譲渡制限を有する株式会社については、定款をもって、監査役の権限を会計監査権限に限定することを可能としたのです。

Q14 会計参与という耳慣れない機関がありますが、これは何ですか？。

A Q12のような株式会社では、監査役の設置が任意となりました。しかし、多くの中小企業では金融機関から融資を受けて会社を運営することが当然のようになっていますので、金融機関に対し会社の計算書類が適正であることを担保する必要があると考えられます。そこで、新会社法では取締役と共同して計算書類等を作成する業務執行機関として、会計参与という役職を新たに設けました。ただし、会計参与となることができるのは税理士や公認会計士等の専門家です。

す。また、取締役会を設置し監査役は置かないとする会社では、会計参与の設置が義務づけられますので注意が必要です。また、会計参与の氏名（法人の場合は名称）と計算書類の備置場所が登記事項とされています。

Q15 取締役会を設置したときは監査役や会計参与を置かなければならないとした理由は？。

A 新会社法では、取締役会や監査役の設置を任意としたうえで、株主総会の権限を強化することを認めています。しかし、取締役会を設置した会社では、業務に関する決定等は取締役会が行うこととなりますので、株主総会で決議できる事項は減少することとなります。そこで、取締役会を設置した会社においては、会計監査権限及び業務監査権限を有する監査役を原則として置かなければならないこととしました。ただし、株式譲渡制限を有する中小会社においては、定款をもって監査役の権限を会計監査権限に限定することを可能としましたので、会計監査権限のみを有する監査役、または、それと同じ役割をすることが期待されている会計参与を置くことも可能としました。（注：このような株式会社においては、株主に取締役会招集請求権等を認めることにしています。）

株主総会

Q16 株主総会についてはどのような見直しがなされたのですか？。

A 第1に、株主総会の開催場所についての制限がなくなりました。商法では、株主総会は原則として本店所在地またはそれに隣接する地で開催することと定められていますが、上場会社のような大会社の株主の利便性に配慮して、そのような制限を廃止しました。

第2に、株主総会の招集手続と総会における投票手続についての見直しがされました。

取締役会を設置しない株式会社では、

- ① 株主総会招集通知の期限を、会日より1週間前よりもさらに短縮することができます。（ただし、定款で定めることが必要です。）
- ② 招集通知は、原則として書面又は電子メールによる必要はなく、口頭や電話でも可能となりました。
- ③ 招集通知に、会議の目的事項を記載または記録することは不要となりました。
- ④ 招集通知への計算書類・監査報告書の添付は不要となりました。
- ⑤ 会議の目的事項を通知することが不要となりましたので、各株主には株主総会における議題提案権が認められました。

取締役会設置会社では、以上のような特例はありませんので、会議の目的事項等を記載あるいは記録した書面やメールを送る必要があります。

商法でも、書面投票や電子投票を認めていましたが、招集通知を電子メールによって受領することを承諾した株主に対しては、議決権行使書面に記載すべき事項をメールによって送信すれば、さらに文書によって送ることは、原則として不要となりました。

取締役及び監査役

Q17 取締役の員数や任期についてはどのような見直しがされたのでしょうか？。

A 新会社法では、取締役は1名でもよいこととされました。ただし、取締役会設置会社では3名以上が必要です。また、株式譲渡制限会社では、取締役の資格を株主に限ることを、定款で定めることが可能になりました。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされました。ただし、定款で短縮したり株主総会の選任決議で短い任期とすることが可能です。さらに、株式譲渡制限会社では、定款をもって、最長10年まで任期を伸長することができるようになりました。

Q18 取締役の員数を1名でもよいとした理由は何ですか？。

A 商法では、会社の規模に関係なく、株式会社では、取締役は3名以上で、取締役会を置くことが必要とされていました。その結果、中小の株式譲渡制限会社では、取締役の員数を確保す

るため、会社の業務に関与しない名目的な取締役を置くことが多く、その問題点も指摘されていました。一方、有限会社法では取締役の員数は1名でも足りるとされていました。新会社法では、有限会社と株式会社の統合という見地から、株式譲渡制限会社においては、取締役会設置会社を除いて、取締役の員数を1名でも可能とすることにしました。

Q19 取締役会を置かない会社では、どのような特徴がありますか？。

- A 株式譲渡制限会社では、取締役が3名以上いても取締役会の設置は任意となりました。(→Q12)そこで、取締役が二人以上存在する会社では、業務執行権限や代表権は各取締役が有することになり、代表取締役の定めをする必要はありません。代表取締役を定める場合は、取締役会を設置した会社では従来どおりですが、取締役会を置かない会社では、定款あるいは定款の定めに基づく取締役の互選、または株主総会の決議で行うこととなります。(注：新会社法では共同代表取締役の制度は廃止されました。)
- また、これまで取締役会で決定していた事項は、株主総会で行うこととなります。

Q20 監査役の任期についてはどのような見直しがなされたのですか？。

- A 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までですが、株式譲渡制限会社では、定款をもって最長10年まで任期を延長することができるようになりました。ただし、監査役の任期については、定款をもっても4年より短くしたり、総会による選任決議をもってそれより短くすることはできません。

Q21 取締役や監査役の欠格事由については、どのような見直しがされたのですか？。

- A 新会社法では、会社法や商法等で規定された罪を犯した者に加え、証券取引法や各種倒産法規(破産法・会社更生法・民事再生法など)に規定する罪を犯した者も、刑に処せられ、その執行が終わり、あるいはその執行を受けることがなくなった日、または刑の時効が完成した後から2年を経過しない者は、取締役になることができないとされました。

一方では、破産手続開始決定を受け復権していない者については、欠格事由から外すことにしました。これは、中小企業においては、会社の経営者が会社の債務について連帯保証をしていることが多く、会社の経営が破綻すれば、経営者自身も破産に追い込まれることが通常であり、経営者に不動産等の資産がある場合には、免責決定を得るまでに相当の期間がかかることから、債務者の経済的再生の機会を早期に実現させることが、国民経済上有益であるとの判断によるものとされています。ただし、任期中の取締役や監査役が破産手続開始の決定を受けた場合には、会社との委任関係が終了しますので、退任しなければなりません。

株式会社の設立

Q22 資本金が0円でも、会社を作れるようになったのですか？。

- A 平成15年に施行された新事業創設促進法において、設立から5年間は最低資本金制度の適用を猶予された会社、いわゆる確認会社が存在し、設立当初の資金がなくても起業したいという人への需要に就いていました。また、かねてから最低資本金制度の実効性についての問題点も指摘されていたので、新会社法では最低資本金制度自体を廃止することにしました。これにより、資本金を0円とする株式会社の設立登記も可能となりました。ただし、株式会社の設立に関しては、発起人は最低でも1株以上引き受けなければなりませんので、原始定款の資本金の額としては「1円」以上定めることを要します。

(※ なお、純資産額が300万円未満の会社では、剰余金があっても、株主への配当はできませんので、この点にも注意が必要です。)

Q23 類似商号に関する規制が無くなったというのは、どういうことですか？。

- A 新会社法では、同一市町村内における同一営業のための類似商号規制を廃止することにしました。これは、類似商号規制に抵触しないため、「会社の目的」が必要以上に細分化され、その審査が厳格にされることが会社設立手続を煩雑にしていること、経済活動が広域化している現在社会において、同一市区町村で類似商号規制をしても、規制の合理性に乏しいという指摘

を受けて行われたものです。これにより、既存の会社も類似商号規制を受けることがなくなりましたので、本店移転や商号・目的の変更をするときも、規制を受けないことになります。

Q24 類似商号規制が廃止されことによる問題は、どのように解決するのですか？。

A 類似商号規制が廃止されたことにより、同一の住所でなければ、同一市区町村内で同一の営業をする会社が登記されていたとしても、同一の商号を使用した会社を設立することができるようになりました。

そこで新会社法では、不正目的の商号でも登記することは可能となりますが、

- ① 不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称または商号を使用する者に対して、その侵害の停止または予防の請求をすること。
- ② 他人の商号等として需要者に広く認識されているものと同一もしくは類似の商号等を使用し、またはその商号等を使用した商品を譲渡するなどして、他人の商品または営業と混同を生じさせる行為をした者に対する差止めおよび損害賠償を請求すること。

ができる旨の、現行商法と同様の規定を置きましたので、問題は裁判上で解決することになります。

Q25 株式会社の設立についてはどのような見直しがされたのですか？。

A 設立については、次のような見直しがなされました。

- ① 会社を設立するには、発起人のみが出資者となる発起設立と、発起人とそれ以外の人が出資者となる募集設立という方法があります。現行法では、設立に際して払い込まれた金銭について、払込取扱機関が発行する払込金保管証明書を、設立登記申請書に添付することになっています。

新会社法では、発起設立については、払込取扱機関を利用することは必要とされましたが、払込金保管証明書を添付する必要はなく、銀行口座の残高証明書等の任意の方法により証明すればよいことになりました。(ただし、募集設立では、従来どおり払込金保管証明書を添付する必要があります。)

- ② 現行法では、現物出資や会社成立に際して財産を譲り受ける財産引受が規定されていますが、その要件が厳格なことから、あまり利用されているとはいえませんでした。

新会社法では、事業の実施に必要な財産や、特許などの知的所有権を出資して会社を起こしたいという起業家の要請に応じ、500万円以下の財産や市場価格のある有価証券で市場価格を超えないものについては、裁判所が選任する検査役の調査は、免除されることになりました。

株式の譲渡制限と売渡請求

Q26 株式の譲渡制限についてはどのような見直しがなされたのですか？。

A これまでの商法では、譲渡制限をすべての株式につけることとされていましたが、新会社法では定款で定めることにより、株式の種類ごとに譲渡制限を付けることができるようになりました。

譲渡を承認する機関について、これまでは取締役会とされていましたが、新会社法では、取締役会を設置しない会社もあることから、取締役会を設置している会社では取締役会が、それ以外の会社では株主総会が原則として承認機関となります。ただし、定款の定めにより、それ以外を承認機関とすることができるようになりましたので、代表取締役を承認機関とすることもできます。

Q27 株式の売渡請求とは何ですか？。

A 株式の譲渡制限は、株式を譲渡する際は会社の承認を要することにして、会社にとって好ましくない者を株主とすることを制限するための制度です。しかし、このことは、株式の取得は売買などの特定承継のみならず、相続や会社合併といった一般承継によっても起こります。そこで、新会社法では、相続や合併などの一般承継によって株式を取得した者に対して、定款で定めるところにより、会社がその株式の売渡を請求することができるようにしました。

その他の事項

Q28 人的会社についてはどのような見直しが行なわれたのですか？

- A 現行商法では、株式会社のような物的会社とは別に、合名会社や合資会社という人的会社についても規定をしていましたが、これまであまり利用されてこなかったという現状に配慮し、新会社法では、持分会社として次のような見直しを行いました。
- ・合名会社については、社員が一人となっても解散しないこととなりました。
 - ・法人が合名会社や合資会社の無限責任社員となることができるようになりました。
 - ・会社の業務を執行しない社員が存在する場合には、業務を執行しない社員が業務を執行する社員の責任を追及する訴えの提起をできるようにしました。
 - ・出資者の全員が無限責任社員である合名会社、出資者の一部が有限責任社員となり一部が無限責任社員となる合資会社に加え、出資者の全員が有限責任社員である合同会社を新設しました。合同会社は、出資者の有限性という点では株式会社と類似していますが、会社内部の規律については、定款による自治が広く認められている点が異なります。今後は、合同会社の設立が増えてくることも考えられます。
 - ・持分会社では定款を変更することにより、合名会社・合資会社から合同会社への種類の変更、合同会社から合名会社・合資会社への種類の変更、合資会社から合名会社への種類の変更が認められています。(→Q29)

Q29 会社の組織変更や合併について、見直しがされた点はありますか？

- A 新会社法では、株式会社から持分会社への組織変更や、持分会社から株式会社への組織変更も自由に行えるようになりました。また、会社合併については、すべての種類の会社間における合併ができるようになります。吸収合併では、株式会社あるいは持分会社のいずれも存続会社となることができ、新設合併では、株式会社あるいは持分会社のいずれも新設会社とすることができます。ただし、特例有限会社に組織変更したり、特例有限会社を存続会社あるいは新設会社とする合併をすることはできません。

Q30 支店登記についても見直しが行なわれたそうですね？

- A 会社の支店所在地における登記は、これまで、本店における登記と同じ内容が登記されていましたが、商業登記のコンピュータ化が進み、支店所在地から本店所在地における登記情報が容易に取得できるようになったということで、新会社法では、次の事項のみ登記すれば足りるとされました。
- ① 会社の商号
 - ② 本店の所在場所
 - ③ 登記を行う支店の所在場所
 - ④ 会社成立の年月日

Q31 その他に注意すべき点があったら教えてください。

- A 新会社法においては、株券は原則として発行されず、定款で発行する旨を定めた場合に発行することができるようになります。また、株式譲渡制限会社では、株主から株券発行の請求を受けるまでは、株券を発行しないとすることができます。そこで、既存の株式会社で、定款に株券を発行しない旨の定めをしていない会社は、定款に株券を発行する旨の定めがあるものとみなされることとなりますので注意が必要です。その他にも、いくつかのみなし規定があり、会社法の規定を採用するには定款変更等の手続を要することもありますので、詳しくはお近くの司法書士にお尋ねください。